

第1編 組織及び運営
第1章 学 則
○福島大学学則 (案)

制定 昭和24年6月1日

改正	昭和28年12月10日	昭和31年5月16日	昭和34年4月1日	昭和35年5月18日
	昭和38年4月1日	昭和40年4月1日	昭和41年6月15日	昭和42年1月25日
	昭和43年4月1日	昭和44年4月1日	昭和45年4月17日	昭和46年4月1日
	昭和46年11月16日	昭和47年4月1日	昭和47年9月27日	昭和48年5月8日
	昭和49年2月14日	昭和49年4月18日	昭和50年2月13日	昭和50年4月3日
	昭和50年6月3日	昭和50年9月23日	昭和50年10月14日	昭和51年5月10日
	昭和51年5月25日	昭和51年10月1日	昭和52年4月18日	昭和52年4月19日
	昭和52年11月22日	昭和53年5月23日	昭和53年11月1日	昭和54年7月13日
	昭和55年2月5日	昭和55年4月8日	昭和56年4月1日	昭和56年7月1日
	昭和57年4月13日	昭和58年3月30日	昭和58年4月1日	昭和59年3月31日
	昭和60年4月1日	昭和60年11月19日	昭和61年4月1日	昭和61年5月13日
	昭和62年3月17日	昭和62年4月28日	昭和63年3月29日	昭和63年4月8日
	平成元年3月28日	平成元年5月16日	平成元年6月20日	平成2年1月16日
	平成2年3月30日	平成3年3月26日	平成3年4月16日	平成3年9月17日
	平成4年2月4日	平成4年4月21日	平成4年4月21日	平成4年12月1日
	平成5年4月1日	平成5年7月6日	平成6年2月1日	平成6年11月22日
	平成7年3月20日	平成7年7月4日	平成8年5月11日	平成9年1月21日
	平成9年3月31日	平成9年7月15日	平成10年4月21日	平成11年1月19日
	平成11年3月17日	平成11年6月29日	平成12年2月15日	平成12年3月28日
	平成12年6月21日	平成12年9月5日	平成13年2月13日	平成13年3月27日
	平成14年3月5日	平成15年2月4日	平成15年3月28日	平成15年10月14日
	平成16年4月1日	平成16年9月7日	平成16年9月21日	平成17年2月15日
	平成17年4月1日	平成17年6月7日	平成17年12月6日	平成19年4月17日
	平成19年6月19日	平成20年3月18日	平成20年3月18日	平成22年3月16日
	平成23年3月29日	平成24年3月13日	平成25年6月25日	平成27年3月27日
	平成28年3月22日	平成28年6月10日	平成29年2月14日	平成31年 月 日

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

(目的)

第1条 福島大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動状況の公表)

第1条の3 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 構成

(学群及び学類)

第2条 本学に、教育上の組織として次の学群を置く。

人文社会学群

理工学群

農学群

- 2 人文社会学群に人間発達文化学類、行政政策学類、経済経営学類を置く。
- 3 人文社会学群行政政策学類に、昼間コース及び夜間主コースを置く。
- 4 理工学群に共生システム理工学類を置く。
- 5 農学群に食農学類を置く。
- 6 前5項に関する規程は、別に定める。

(講座)

第2条の2 本学の学類に講座を置くことができる。

- 2 前項に関する事項は、各学類において定める。

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する規則は、別に定める。

(学系)

第3条 本学に、研究上の組織として次の学系を置く。

人間・生活学系

心理学系

文学・芸術学系

健康・運動学系

外国語・外国文化学系

法律・政治学系

社会・歴史学系

経済学系

経営学系

数理・情報学系

機械・電子学系

物質・エネルギー学系

生命・環境学系

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 前項に関する規則は、別に定める。

(附属施設)

第4条の2 本学に、次のセンターを置く。

保健管理センター

地域創造支援センター

総合情報処理センター

総合教育研究センター

うつくしまふくしま未来支援センター

国際交流センター

アドミッションセンター

- 2 前項に関する規則は、別に定める。

(附属研究所)

第4条の3 本学に、次の研究所を置く。

環境放射能研究所

- 2 前項に関する規則は、別に定める。

(附属学校)

第5条 本学に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を置く。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。

- 3 第1項に規定する附属特別支援学校は、附属養護学校と称することができる。

(事務局等)

第6条 本学に事務局を置く。

- 2 本学に必要な応じて事務局以外の事務部門を置くことができる。

- 3 前2項に関する事項は、それぞれ別に定める。

第2章 学群通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第7条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条及び第21条の2の規定に基づいて入学した者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

(修業年限の通算)

第7条の2 科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として、本学で一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第13条の7第1項の規定により本学に入学した後に修得したものとみなすことができる単位数、その修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律で規定する休日

三 春季休業

四 夏季休業

五 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3節 削除

第11条 削除

第11条の2 削除

第12条 削除

第4節 教育課程、履修科目及び履修方法

(授業期間)

第13条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。

(教育課程、履修科目及び履修方法)

第13条の2 教育課程、履修すべき科目及び単位数並びに履修方法については、別に定める。

(授業の方法)

第13条の3 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 卒業に必要な所定の単位数のうち、前2項に規定する授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

5 第1項の授業の一部を、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育職員免許状の取得)

第13条の4 各学群の学類において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員免許状の種類は、別表第1のとおりとする。

2 前項に関する履修方法等必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条の5 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第24条の2の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の6 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の7 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条の5第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第13条の8 夜間主コースに在籍する学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の単位授与)

第13条の9 本学学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第15条の規定を準用するほか、必要な事項は、別に定める。

(単位)

第14条 単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に掲げる基準によるものとする。

一 講義及び演習 15時間から30時間

二 実験・実習及び実技 30時間から45時間

三 一の授業科目について、講義、演習、実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数の基準は別に定める。

第5節 単位の認定

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(成績の評価)

第15条の2 成績は、S、A、B、C 及び F の5段階をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、F を不合格とする。

第6節 収容定員

(収容定員)

第16条 収容定員は、別表第2のとおりとする。

第7節 入学、転学、退学、転学類、留学及び休学

(入学時期)

第17条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第18条 入学資格者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による資格検定に合格した者を含む。）
- 八 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学許可)

第19条 入学志願者に対しては、選考の上、入学を許可する。

2 前項に関する規則は、別に定める。

(再入学)

第20条 本学を退学した者又は除籍された者で同一学類に再入学を希望する者に対しては、選考の上、学年の始めに、入学を許可することがある。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、編入学を希望する者に対しては、選考の上、学年の始めに、相当年次に入学を許可することがある。

- 一 通常の課程による修業年限が4年以上の大学に2年以上在学した者
- 二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 三 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者（同法第70条の規定により準用される中等教育学校の後期課程の専攻科の課程を修了した者及び同法82条の規定により準用される特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者を含む。）
- 四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 五 外国において、学校教育における14年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- 六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 八 学校教育法施行規則附則第7条の規定により大学に編入学することができる者

九 その他本学において、前各号と同等以上の学力があると認めた者
(学士入学)

第21条の2 次の各号の一に該当する者で、学士入学を希望する者に対しては、選考の上、学年の始めに、相当年次に入学を許可することがある。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 外国において、学校教育における16年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
(再入学等の選抜方法等)

第21条の3 前3条に規定する再入学、編入学及び学士入学に係る選考の方法及び卒業の要件は、それぞれ別に定める。
(出願手続)

第22条 入学志願者は、所定の期日までに、必要書類を提出しなければならない。
(転学及び退学)

第23条 転学又は退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長の許可を受けなければならない。
(転学類)

第24条 本学の学生で、他の学類に転学類を希望する者に対しては、当該他学類で選考の上、転学類を許可することがある。
(留学)

第24条の2 外国の大学又は短期大学において修学を希望する者は、所属の学類長を経由し、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定に基づき留学した期間は、第27条第1項に規定する在学期間に算入することができる。

3 留学できる期間は、1年を超えることができない。
(休学)

第25条 疾病その他特別の理由により、引き続き3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
(休学期間)

第25条の2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 引き続き3月以上休学した期間は、第7条第2項に規定する在学期間に算入しない。
(復学)

第25条の3 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、学類教員会議の議を経て学長が除籍する。

- 一 第7条第2項に規定する在学期間を超えた者
- 二 第25条の2第2項に規定する休学期間を超えた者
- 三 第33条の規定により入学料免除の申請をした者のうち、入学料の半額を免除された者又は免除されない者で、納入すべき入学料を納入しない者（ただし、所定の期間内に徴収猶予の申請をした場合を除く。）

四 第33条の2の規定により入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可された者又は許可されない者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者
五 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

2 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者については、学類教員会議の議を経て学長が除籍することができる。

第8節 卒業要件及び学位授与

(卒業要件、学位)

第27条 卒業の要件は、第7条に規定する期間在学し、所定の単位以上を修得するものとする。

2 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

3 学位の授与に関しては、別に定める。

第9節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第28条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福島大学学生納付金規則(平成16年4月1日制定。以下「学生納付金規則」という。)の定めるところによる。

(特別聴講学生に係る検定料等の不徴収)

第28条の2 第37条の2に基づく特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生のうち、次の各号の一に該当する者については、授業料を徴収しない。

一 国立大学の学生

二 大学間相互単位互換協定(授業料を相互に不徴収とするものに限る。)に基づき、本学の授業科目を履修する学生

三 大学間交流協定(授業料を相互に不徴収とするものに限る。)に基づく外国人留学生
(検定料)

第29条 入学を希望する者は、所定の期日までに、必要な書類に検定料を添えて願出なければならない。

(入学料)

第30条 入学の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料を納入した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

(授業料)

第31条 授業料は、前期及び後期に区分し、次の各号に掲げる納期までに納入しなければならない。

一 前期(4月から9月までの分) 4月末日

二 後期(10月から翌年3月までの分) 10月末日

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納入するときに、学生の申出があったときは、当該年度の前期及び後期に係る授業料を併せて納入することができる。

3 授業料を納入しない者は、授業に出席し、又は図書館その他の施設を利用することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に納入すべき日を定めることができる。

(寄宿料)

第31条の2 入寮を許可された者は、毎月所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(検定料等の返還)

第32条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第31条第2項の規定により、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期に係る授業料の納期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除)

第33条 第30条の規定にかかわらず、入学料の納入が著しく困難な者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。
(入学料の徴収猶予)

第33条の2 入学料の納入が著しく困難な者に対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。
(授業料の免除等)

第34条 学業優秀で、学資の支弁困難な者及び災害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては、授業料を免除又は徴収を猶予することがある。

- 2 休学を許可された者及び退学又は除籍された者の授業料は、所定の算式により免除する。

- 3 前2項に関する規程は、別に定める。
(寄宿料の免除)

第34条の2 災害を受け寄宿料の納入が著しく困難であると認められる者及び特別の事情がある者に対しては、寄宿料を免除することがある。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。

第10節 削除

第35条 削除

第11節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第35条の2 科目等履修生を希望するときは、選考の上、許可することがある。

- 2 前項に関する規則は、別に定める。
(研究生)

第36条 専門事項の研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 前項に関する規則は、別に定める。
(聴講生)

第37条 学類の科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、その講義の開始前に選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 前項に関する規則は、別に定める。
(特別聴講学生)

第37条の2 他の大学、短期大学又は高等専門学校(外国の大学等を含む。)の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。
(外国人留学生)

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。

第39条 削除

第40条 削除

第12節 公開講座

(公開講座)

第41条 本学の教育・研究を広く社会に開放し、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 前項に関する規則は、別に定める。

第42条 削除

第13節 賞罰

(表彰)

第43条 学生で、研究その他の業績の顕著な者は、学長が学類教員会議の意見を徴して表彰することがある。

(懲戒)

第44条 学生で、本学の学則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、学類教員会議の意見を徴して、懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の懲戒のうち退学については、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 正当の理由がなくて出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14節 学寮その他の施設

(学寮)

第45条 本学に、学寮及びその他の施設を置く。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第15節 補則

(本則の改正)

第46条 本則を改正しようとするときは、学類教員会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、昭和24年6月1日から施行する。

2 別表第3(第16条)に規定する入学定員には、当分の間、次に定める定員を含むものとする。

経済学部

経済学科

主として昼間において授業を行うコース 20人

経営学科

主として昼間において授業を行うコース 20人

附 則

この規程は、昭和28年12月10日から施行する。

附 則

改正 昭和53年5月23日

この規程は、昭和31年5月16日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和35年5月18日から施行する。

附 則

改正 昭和53年5月23日

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和41年6月15日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和42年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月17日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年11月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

改正 昭和53年5月23日

この規則は、昭和47年10月1日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和48年5月8日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

附 則

この規則は、昭和49年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月18日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年2月13日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月3日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年6月3日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年9月23日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に、教員養成大学・学部学生海外派遣制度実施要項（昭和48年6月4日文科部大臣裁定）に基づき派遣された者には、この規則による改正後の福島大学学則第24条の2の規定を適用する。

附 則

この規則は、昭和50年10月14日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年5月25日から施行する。

附 則

改正 昭和53年5月23日

この規則は、昭和51年10月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年4月19日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

改正 昭和53年5月23日

この規則は、昭和52年11月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

改正 昭和54年7月13日

- 1 この規則は、昭和53年5月23日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則別表第3（第16条）の経済学部の項中、各コースの総定員は、同表同項の規定にかかわらず、昭和53年度から昭和55年度までは、次のとおり読み替えるものとする。

	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度
経 済 学 科			
主として昼間において授業を行うコース	120 人	240 人	360 人
主として夜間において授業を行うコース	120 人	240 人	360 人
経 営 学 科			
主として昼間において授業を行うコース	120 人	240 人	360 人
主として夜間において授業を行うコース	60 人	120 人	180 人

計	420 人	840 人	1、260 人
---	-------	-------	---------

附 則

この規則は、昭和 53 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 54 年 7 月 13 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則別表第 3 (第 16 条) の教育学部の項中、幼稚園教員養成課程及び計の総定員は、同表同項の規定にかかわらず、昭和 54 年度から昭和 56 年度までは、次のとおり読み替えるものとする。

	昭和 54 年度	昭和 55 年度	昭和 56 年度
幼稚園教員養成課程	30 人	60 人	90 人
計	1、710 人	1、740 人	1、770 人

附 則

この規則は、昭和 55 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 8 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 56 年度の入学に係る検定料の額は、改正後の別表第 4 (第 28 条の 2) の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 13 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 58 年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第 4 (第 28 条の 2) の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 59 年度において研究生及び聴講生として入学した者に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学学則 (以下「改正学則」という。) 別表第 4 (第 28 条の 2) の規定にかかわらず、昭和 59 年 9 月 30 日までは、なお従前の例による。
- 3 昭和 59 年度の前期及び後期にわたり開講する授業科目の聴講を許可された聴講生に係る授業料の額は、前項及び改正学則別表第 4 (第 28 条の 2) の規定にかかわらず、6、000 円の 2 分の 1 と 7、000 円の 2 分の 1 との合計額とする。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 60 年 11 月 19 日から施行する。
- 2 昭和 60 年度の入学に係る検定料及び入学料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第 4 (第 28 条の 2) の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 61 年 3 月 31 日から引き続き在学する者の在学期間については、この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）第 7 条第 2 項ただし書きの規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 改正学則別表第 3（第 16 条）の経済学部の中各コースの総定員は、同表同項の規定にかかわらず、昭和 61 年度から昭和 63 年度までは、次のとおりとする。

	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度
経 済 学 科			
主として昼間において授業を行うコース	680 人	760 人	780 人
主として夜間において授業を行うコース	360 人	320 人	320 人
経 営 学 科			
主として昼間において授業を行うコース	480 人	480 人	480 人
主として夜間において授業を行うコース	180 人	160 人	160 人
計	1,700 人	1,720 人	1,740 人

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 昭和 61 年度に入学する研究生、聴講生及び特別聴講学生に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第 4（第 28 条の 2）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 62 年 3 月 17 日から施行し、昭和 62 年度の入学に係るものから適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 28 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正学則別表第 3（第 16 条）の経済学部の中各コースの総定員は、同表同項の規定にかかわらず、昭和 62 年度から昭和 64 年度までは、次のとおりとする。

	昭和 62 年度	昭和 63 年度	昭和 64 年度
経 済 学 科			
主として昼間において授業を行うコース	760 人	780 人	800 人
主として夜間において授業を行うコース	320 人	320 人	320 人
経 営 学 科			
主として昼間において授業を行うコース	500 人	520 人	540 人
主として夜間において授業を行うコース	160 人	160 人	160 人
計	1,740 人	1,780 人	1,820 人

附 則

- 1 この規則は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部の特別教科（理科）教員養成課程は、この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）の規定にかかわらず、昭和 62 年 9 月 30 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 昭和 62 年度の入学に係る検定料及び入学料の額は、改正学則別表第 4（第 28 条の 2）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則**改正** 平成 2 年 3 月 30 日

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 福島大学学則の一部を改正する規則（昭和 62 年 10 月 1 日制定）附則第 2 項により存続する課程において教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、この規則による改正後の福島大学学則の規定にかかわらず、中学校教諭の 1 種免許状（理科）及び高等学校教諭の 1 種免許状（理科）とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）別表第 3（第 16 条）の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正学則別表第 3（第 16 条）中総定員は、同表の規定にかかわらず、昭和 63 年度から昭和 65 年度までは、次のとおりとする。

	昭和 63 年度	昭和 64 年度	昭和 65 年度
教育学部			
小学校教員養成課程	870 人	820 人	770 人
中学校教員養成課程	420 人	400 人	380 人
養護学校教員養成課程	80 人	80 人	80 人
幼稚園教員養成課程	120 人	120 人	120 人
特別教科（理科）教員養成課程	90 人	60 人	30 人
特別教科（保健体育）教員養成課程	120 人	120 人	120 人
計	1,700 人	1,600 人	1,500 人
行政社会学部			
行政学科			
主として昼間において授業を行うコース	140 人	280 人	420 人
主として夜間において授業を行うコース	40 人	80 人	120 人
応用社会学科			
主として昼間において授業を行うコース	60 人	120 人	180 人
主として夜間において授業を行うコース	20 人	40 人	60 人
計	260 人	520 人	780 人
経済学部			

経済学科			
主として昼間において授業を行うコース	720 人	680 人	620 人
主として夜間において授業を行うコース	260 人	200 人	140 人
経営学科			
主として昼間において授業を行うコース	520 人	540 人	560 人
主として夜間において授業を行うコース	160 人	160 人	160 人
計	1, 660 人	1, 580 人	1, 480 人

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年5月16日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度において研究生及び聴講生として入学した者に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、平成元年9月30日までは、なお、従前の例による。
- 3 平成元年度の前期及び後期にわたり開講する授業科目の聴講を許可された聴講生の1単位に相当する授業についての授業料の額は、前項及び改正学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、9、400円の2分の1と、9、500円の2分の1との合計額とする。

附 則

この規則は、平成元年6月20日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年1月16日から施行する。
- 2 平成元年度の入学に係る検定料及び入学料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）第11条の2の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成2年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。
- 3 改正学則第31条第3項の規定は、平成3年度の入学に係るものから適用する。
- 4 平成3年3月31日以後引き続き在学している研究生に係る授業料の額は、改正学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成3年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

附 則

この規則は、平成3年4月16日から施行し、平成3年4月12日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年9月17日から施行する。
- 2 改正前の福島大学学則第27条第2項の規定による学士の称号は、この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）第27条第2項の規定による学士の学位とみなす。
- 3 平成3年度の入学に係る研究生及び聴講生の検定料の額は、改正学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 平成3年10月1日以後において、平成3年度の入学に係る研究生及び聴講生の入学料の額は、改正学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、研究生については、

60,000円、聴講生については、20,000円とする。

附 則

この規則は、平成4年2月4日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則別表第3（第16条）の経済学部の中各コースの収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成4年度から平成6年度までは、次のとおりとする。

平成4年度 平成5年度 平成6年度

経済学科

主として昼間において授業を行うコース	580人	600人	620人
主として夜間において授業を行うコース	80人	80人	80人

経営学科

主として昼間において授業を行うコース	580人	600人	620人
主として夜間において授業を行うコース	160人	160人	160人
計	1,400人	1,440人	1,480人
合 計	3,840人	3,880人	3,920人

附 則

この規則は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年12月1日から施行し、平成4年11月2日から適用する。
- 2 平成4年11月2日以後における平成4年度の入学に係る科目等履修生、研究生及び聴講生の授業料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年7月6日から施行する。
- 2 平成5年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年11月22日から施行する。
- 2 平成6年度の入学に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 教育学部の特別教科（保健体育）教員養成課程は、この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項により存続する課程において教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、改正学則別表第1の規定にかかわらず、中学校教諭の1種免許状（保健体育）

及び高等学校教諭の1種免許状(保健体育)とする。

- 4 改正学則別表第3(第16条)の教育学部の項中各課程の収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成7年度から平成9年度までは次のとおりとする。

	平成7年度	平成8年度	平成9年度
小学校教員養成課程	700人	680人	660人
中学校教員養成課程	360人	360人	360人
養護学校教員養成課程	80人	80人	80人
幼稚園教員養成課程	120人	120人	120人
特別教科(保健体育)教員養成課程	90人	60人	30人
生涯教育課程	50人	100人	150人
計	1,400人	1,400人	1,400人

附 則

- この規則は、平成7年7月4日から施行する。
- 平成7年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第4(第28条の2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成8年5月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 経済学部の経済学科及び経営学科は、この規則による改正後の福島大学学則(以下「改正学則」という。)の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項により存続する学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、改正学則別表第1の規定にかかわらず、中学校教諭の1種免許状(社会)及び高等学校教諭の1種免許状(公民、商業)とする。
- 改正学則別表第3(第16条)の経済学部の項中各学科の収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成8年度から平成10年度までは次のとおりとする。

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
経済学科			
主として昼間において授業を行うコース	480人	320人	160人
主として夜間において授業を行うコース	60人	40人	20人
経営学科			
主として昼間において授業を行うコース	480人	320人	160人
主として夜間において授業を行うコース	120人	80人	40人
現代経済課程			
主として昼間において授業を行うコース	90人	180人	270人

主として夜間において授業を行うコース	30 人	60 人	90 人
企業経営課程			
主として昼間において授業を行うコース	90 人	180 人	270 人
主として夜間において授業を行うコース	30 人	60 人	90 人
国際経済社会課程			
主として昼間において授業を行うコース	80 人	160 人	240 人
産業情報工学課程			
主として昼間において授業を行うコース	80 人	160 人	240 人
計	1,540 人	1,560 人	1,580 人

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則別表第3(第16条)の行政社会学部及び経済学部の中各コースの収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までは次のとおりとする。

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
行政社会学部			
行政学科			
主として昼間において授業を行うコース	565 人	570 人	570 人
主として夜間において授業を行うコース	160 人	160 人	160 人
応用社会学科			
主として昼間において授業を行うコース	245 人	250 人	250 人
主として夜間において授業を行うコース	80 人	80 人	80 人
計	1,050 人	1,060 人	1,060 人
経済学部			
経済学科			
主として昼間において授業を行うコース	320 人	160 人	0 人
主として夜間において授業を行うコース	40 人	20 人	0 人
経営学科			
主として昼間において授業を行うコース	320 人	160 人	0 人

主として夜間において授業を行うコース	80 人	40 人	0 人
現代経済課程			
主として昼間において授業を行うコース	175 人	260 人	345 人
主として夜間において授業を行うコース	60 人	90 人	120 人
企業経営課程			
主として昼間において授業を行うコース	175 人	260 人	345 人
主として夜間において授業を行うコース	60 人	90 人	120 人
国際経済社会課程			
主として昼間において授業を行うコース	160 人	240 人	320 人
産業情報工学課程			
主として昼間において授業を行うコース	160 人	240 人	320 人
計	1、550 人	1、560 人	1、570 人
合 計	4、000 人	4、020 人	4、030 人

附 則

- 1 この規則は、平成9年7月15日から施行する。
- 2 平成9年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第4（第28条の2）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則別表第3（第16条）の経済学部の中各コースの収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までは次のとおりとする。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
経済学科			
主として昼間において授業を行うコース	160 人	0 人	0 人
主として夜間において授業を行うコース	20 人	0 人	0 人
経営学科			
主として昼間において授業を行うコース	160 人	0 人	0 人
主として夜間において授業を行うコース	40 人	0 人	0 人
現代経済課程			

主として昼間において授業を行うコース	260 人	345 人	340 人
主として夜間において授業を行うコース	90 人	120 人	120 人
企業経営課程			
主として昼間において授業を行うコース	260 人	345 人	340 人
主として夜間において授業を行うコース	90 人	120 人	120 人
国際経済社会課程			
主として昼間において授業を行うコース	235 人	310 人	305 人
産業情報工学課程			
主として昼間において授業を行うコース	235 人	310 人	305 人
計	1,560 人	1,570 人	1,550 人
合 計	4,020 人	4,030 人	4,010 人

附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の改正規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度の入学に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学学則別表第 4（第 28 条の 2）の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程及び幼稚園教員養成課程は、この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項により存続する課程において教員の免許状の所要資格を取得できる免許状の種類は、改正学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 改正学則別表第 3（第 16 条）の教育学部及び経済学部の中各課程の収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成 11 年度から平成 13 年度までは次のとおりとする。

教育学部	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
学校教育教員養成課程	220 人	440 人	660 人
生涯教育課程	260 人	320 人	380 人
小学校教員養成課程	480 人	320 人	160 人
中学校教員養成課程	270 人	180 人	90 人
養護学校教員養成課程	60 人	40 人	20 人
幼稚園教員養成課程	90 人	60 人	30 人
計	1,380 人	1,360 人	1,340 人

経済学部

現代経済課程

主として昼間において授業を行うコース	340 人	330 人	325 人
	120 人	120 人	120 人

主として夜間において授業を行うコース

企業経営課程

主として昼間において授業を行うコース	340 人	330 人	325 人
	120 人	120 人	120 人

主として夜間において授業を行うコース

国際経済社会課程

主として昼間において授業を行うコース	310 人	305 人	300 人
--------------------	-------	-------	-------

産業情報工学課程

主として昼間において授業を行うコース	310 人	305 人	300 人
--------------------	-------	-------	-------

計 1、560 人 1、530 人 1、510 人

合 計 4、000 人 3、950 人 3、910 人

附 則

この規則は、平成 11 年 6 月 29 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）第 11 条の 2 の規定は、平成 12 年度入学者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。
- 3 改正学則別表 3（第 16 条）の経済学部の項中各課程の収容定員は、同表同項の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 14 年度までは次のとおりとする。

経済学部

現代経済課程

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
主として昼間において授業を行うコース			

主として夜間において授業を行うコース	330 人	325 人	320 人
企業経営課程	120 人	120 人	120 人
主として昼間において授業を行うコース	330 人	325 人	320 人
主として夜間において授業を行うコース	120 人	120 人	120 人
国際経済社会課程			
主として昼間において授業を行うコース	300 人	290 人	285 人
産業情報工学課程			
主として昼間において授業を行うコース	300 人	290 人	285 人
計	1,520 人	1,490 人	1,470 人
合 計	3,940 人	3,890 人	3,850 人

附 則

この規則は、平成 12 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 2 月 13 日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）別表第 1（第 11 条の 2）の規定は、平成 13 年度入学者から適用し、平成 13 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては従前の例によるものとする。ただし、経済学部においては、平成 12 年度入学者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては従前の例によるものとする。
- 前項ただし書きにおいて、この改正学則の施行日以後に第 20 条から第 21 条の 2 まで及び第 24 条の規定に基づき経済学部に入学者については、改正学則別表第 1（第 11 条の 2）の規定にかかわらず、入学を許可された当該年次に在学する者の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 2 月 4 日から施行し、平成 15 年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 14 日から施行し、平成 16 年度入学に係る志願者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島大学学則第2条に規定する学部並びに第11条に規定する学部の課程及び学科（以下「学部等」という。）は、この規則による改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成16年9月30日に当該学部等に在学する者が、当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及びこの規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）の施行日以後に第20条から第21条の2の規定に基づき教育学部、行政社会学部または経済学部に入学者については、改正学則第15条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及びこの規則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）の施行日以後に第20条から第21条の2の規定に基づき教育学部、行政社会学部または経済学部に入学者については、改正学則の規定（第10条を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正学則別表第2（第16条）中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次のとおりとする。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教育学部			
学校教育教員養成課程	660人	440人	220人
生涯教育課程	330人	220人	110人
計	990人	660人	330人
行政社会学部			
行政学科			
主として昼間において授業を行うコース	430人	290人	145人
主として夜間において授業を行うコース	120人	80人	40人
応用社会学科			
主として昼間において授業を行うコース	190人	130人	65人
主として夜間において授業を行うコース	60人	40人	20人
計	800人	540人	270人
経済学部			
現代経済課程			
主として昼間において授業を行うコース	240人	160人	80人
主として夜間において授業を行うコース	90人	60人	30人
企業経営課程			
主として昼間において授業を行うコース	240人	160人	80人
主として夜間において授業を行うコース	90人	60人	30人
国際経済社会課程			
主として昼間において授業を行うコース	210人	140人	70人
産業情報工学課程			
主として昼間において授業を行うコース	210人	140人	70人
計	1,100人	740人	370人
人文社会学群			
人間発達文化学類			
昼間コース	270人	540人	820人
夜間主コース	20人	40人	60人
計	290人	580人	880人
行政政策学類			
昼間コース	210人	420人	640人

夜間主コース	20人	40人	60人
計	230人	460人	700人
経済経営学類			
昼間コース	225人	450人	685人
夜間主コース	20人	40人	60人
計	245人	490人	745人
理工学群			
共生システム理工学類	180人	360人	540人
計	180人	360人	540人
合 計	3,835人	3,830人	3,835人

附 則

この規則は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年6月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学に係る志願者から適用する。

2 平成31年3月31日から引き続き在学する者及びこの学則による改正後の福島大学学則（以下「改正学則」という。）の施行日以後に第20条から第21条の2の規定に基づき人間発達文化学類、行政政策学類、経済経営学類または共生システム理工学類に入学した者については、改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正学則別表第2（第16条）中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度までは、次のとおりとする。

	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人文社会学群			
人間発達文化学類			
昼間コース	830人	560人	280人

夜間主コース	<u>60人</u>	<u>40人</u>	<u>20人</u>
計	<u>890人</u>	<u>600人</u>	<u>300人</u>
行政政策学類			
<u>昼間コース</u>	<u>650人</u>	<u>440人</u>	<u>220人</u>
<u>夜間主コース</u>	<u>60人</u>	<u>40人</u>	<u>20人</u>
計	<u>710人</u>	<u>480人</u>	<u>240人</u>
経済経営学類			
<u>昼間コース</u>	<u>695人</u>	<u>470人</u>	<u>235人</u>
<u>夜間主コース</u>	<u>60人</u>	<u>40人</u>	<u>20人</u>
計	<u>755人</u>	<u>510人</u>	<u>255人</u>
人文社会学群			
人間発達文化学類	<u>260人</u>	<u>520人</u>	<u>790人</u>
計	<u>260人</u>	<u>520人</u>	<u>790人</u>
行政政策学類			
<u>昼間コース</u>	<u>185人</u>	<u>370人</u>	<u>565人</u>
<u>夜間主コース</u>	<u>20人</u>	<u>40人</u>	<u>60人</u>
計	<u>205人</u>	<u>410人</u>	<u>625人</u>
経済経営学類	<u>220人</u>	<u>440人</u>	<u>670人</u>
計	<u>220人</u>	<u>440人</u>	<u>670人</u>
理工学群			
共生システム理工学類	<u>700人</u>	<u>680人</u>	<u>660人</u>
計	<u>700人</u>	<u>680人</u>	<u>660人</u>
農学群			
食農学類	<u>100人</u>	<u>200人</u>	<u>300人</u>
計	<u>100人</u>	<u>200人</u>	<u>300人</u>
合 計	<u>3,840人</u>	<u>3,840人</u>	<u>3,840人</u>

別表第1 (第13条の4)

学 群	学 類	免許状の種類 (免許教科等)
人 文 社 会 学 群	人 間 発 達 文 化 学 類	幼稚園教諭の1種免許状
		小学校教諭の1種免許状
		中学校教諭の1種免許状 (国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)
		高等学校教諭の1種免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)
		特別支援学校教諭の1種免許状 (知的障害者、肢体不自由者及び病弱者 (身体虚弱者を含む。) に関する教育の領域)
	行 政 政 策 学 類	中学校教諭の1種免許状 (社会)
		高等学校教諭の1種免許状 (地理歴史、公民)
	経 済 経 営 学 類	高等学校教諭の1種免許状 (公民、商業)
理 工 学 群	共生システム理工学類	中学校教諭の1種免許状 (理科、技術)
		高等学校教諭の1種免許状 (理科、工業、情報)
農 学 群	<u>食 農 学 類</u>	<u>高等学校教諭の1種免許状 (農業)</u>

別表第2 (第16条)

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人文社会学群			
人間発達文化学類	<u>260人</u>	10人	<u>1,060人</u>
計	<u>260人</u>	10人	<u>1,060人</u>
行政政策学類			
昼間コース	<u>185人</u>	10人	<u>760人</u>
夜間主コース	<u>20人</u>		<u>80人</u>
計	<u>205人</u>	10人	<u>840人</u>
経済経営学類	<u>220人</u>	10人	<u>900人</u>
計	<u>220人</u>	10人	<u>900人</u>
理工学群			
共生システム理工学類	<u>160人</u>		<u>640人</u>
計	<u>160人</u>		<u>640人</u>
農学群			
食農学類	<u>100人</u>		<u>400人</u>
計	<u>100人</u>		<u>400人</u>
合 計	945人	30人	3,840人

第8編 教務及び学生指導

第1章 教 務

○福島大学学群規則（案）

制定 平成17年1月11日

改正 平成20年3月4日 平成31年 月 日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。）

第2条に基づく学群に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 各学群の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 人文社会学群 現代社会を理解し、21世紀を生きる市民的教養を有し、人間、文化、社会、政治及び経済に関わる基礎的・専門的な学識を有する人材を養成する。
- 二 理工学群 人―産業―環境に関わる課題を共生のシステム科学の視点で学び、自ら課題を発見し解決できる能力と文理融合型の思考力を有し、個性に応じた実践型キャリアを身に付けた人材を養成する。
- 三 農学群 農学を総合的・実践的に学び、21世紀の食料・農林業・地域社会が直面する諸課題の解決に貢献できる知識・技能と応用力を備えた人材を養成する。

第2章 教育課程の組織

（専攻・コース）

第3条 人文社会学群に置かれる各学類の昼間コースに、次の各号に掲げる専攻を置く。

- 一 人間発達文化学類
 - 人間発達専攻
 - 文化探究専攻
 - スポーツ・芸術創造専攻
 - 二 行政政策学類
 - 法学専攻
 - 地域と行政専攻
 - 社会と文化専攻
 - 三 経済経営学類
 - 経済分析専攻
 - 国際地域経済専攻
 - 企業経営専攻
- 2 理工学群に置かれる共生システム理工学類に、次に掲げる専攻を置く。
- 人間支援システム専攻

産業システム工学専攻

環境システムマネジメント専攻

3 農学群に置かれる食農学類に、次に掲げるコースを置く。

食品科学コース

農業生産学コース

生産環境学コース

農業経営学コース

（モデル）

第4条 人文社会学群に置かれる各学類の夜間主コースに、次の各号に掲げるモデルを置く。

一 人間発達文化学類

文化教養モデル

二 行政政策学類

法政策モデル

コミュニティ共生モデル

三 経済経営学類

ビジネス探究モデル

第3章 雑則

（現代教養コース）

第5条 人文社会学群に置かれる各学類の夜間主コースを、現代教養コースと総称する。
（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、各学類（夜間主コースを除く。）に関し必要な事項については、各学類教員会議の議を経て各学類長が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、夜間主コースに関し必要な事項については、現代教養コース運営委員会の議を経て現代教養コース運営委員会委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日から引き続き在学する者の学則第2条に基づく学群に関する必要な事項は、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○福島大学学類教員会議規則

制定 平成16年9月21日

改正 平成19年4月17日 平成22年3月16日 平成27年2月16日

(設置)

第1条 福島大学(以下「本学」という。)の各学類に、国立大学法人福島大学運営組織に関する規則(平成16年4月1日制定)第11条の規定に基づき、学類教員会議(以下「教員会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 教員会議は、当該学類の学類長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教(以下「構成員」という。)をもって組織する。ただし、必要に応じて助手を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教員会議は、学長が当該学類における次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び在籍に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 教育課程の編成に関する事項

四 教員の採用、昇任等に係る教員の教育研究業績に関する事項

2 前項に規定するもののほか、教員会議は、学長及び学類長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教員会議の議長は学類長をもって充て、議長は教員会議を主宰する。

2 学類長に事故あるときは、あらかじめ学類長が指名した教授が議長となる。

3 学類長は、構成員の過半数の要求があった場合には、教員会議を招集しなければならない。

(定足数)

第5条 教員会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議決)

第6条 教員会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 教員会議に関する事務は、各学類支援室において処理する。

(規則の改正)

第8条 この規則の改正は、各学類の教員会議の議を経なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教員会議の運営については、各学類の教員会議において定める。

附 則

1. この規則は、平成16年10月1日から施行する。
2. 改正後の福島大学学則第5条に規定する附属学校及び同学則附則第2項により存続する学部の学生に関する必要事項の審議は、当該学類教員会議において、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。